

## 金屬主義の理論と政策

歐洲戰爭このかた歳を累ねし混亂のあとを承けて、世界の諸國が今立ち還へらむとせる貨幣制度は、金屬主義の上に立つものに外ならぬ。理論としては、時に種々なる論難には遭ひつゝもなほ大體に於てその基礎を覆へざるゝことなく、さしもに永く搖ぎなき地位を維持し來つた金屬主義は、國家的學說の出現以來その影漸くに薄らぐよと見られた。政策の上にては、半世紀以來奧太利の本位問題このかた、紙本位制度の維持し得ざるにあらざることの認められて、金屬本位制度の愚直を喘ふべきかの形勢を導きつゝあつた。特に歐洲戰爭に刺戟せられて起りたる、各國兌換券の兌換停止、不換紙幣の普行濫發の事實は、一つには之を處置整理する便宜の上よりして、名目主義の主張に根據を與へ、之に立脚せる政策に黨するもの多き情勢を導きつゝあつた。即ち金屬主義の理論と政策とは、歐洲戰爭を轉機として衰亡の一路を指すの外なきかに見えてゐた。

然るに今之れを歐洲諸國の現状に願みれば、果して如何なる趨嚮を認め得るであらうか。貨幣制度の著しき動搖を経験したりし獨逸は、一九二三年十月レンテンバンクを設立し、次でその翌年三月金割引銀行を設けたりしも、謂はゞそは過渡的施設に外ならずして、貨幣制度の鞏固安定を期するがためには、一九二四年八月の新貨幣

法によりて、再び金本位制度に復歸せざるを得ざるに至つた。固より之が賠償計畫に基く諸事情に促されたることを認めざるべからざるも、所詮世界に澎湃する大勢に順應したる所以に外ならぬ。

露西亞に於ても、一九二二年十月の法令を以て人民委員會は財政委員會に、チエルヴオネツツ Tcherwonetz を單位とする金貨幣鑄造の開始を命ずると共に、聯邦國立銀行に銀行券の發行を命じた。固より金貨幣を流通せしめたるの跡はなく、又經濟界の事情に鑑みて直ちに新銀行券の兌換を開始するの意思はなく、之を將來特別の法令によりて決定すべしと定めた。その後一九二四年二月の法令は、政府紙幣の濫發による通貨の膨脹を阻止し、之に代はるべき價值の安定せる小額通貨を供給する目的を以て、金留を基礎とする小額國庫紙幣、銀銅の補助貨幣、並に之に代用すべき紙幣の發行を財政委員會に許した。流通の現状はとにかくその精神に於て、金本位制度に還へるの事實を語ることは否定すべくもない。

英國に於ても、謂ゆるケムブリッジ學派の種々なる論議にも拘らず、一九一八年のカンリツフ委員會の報告以來、大體の世論は金本位制度に復へるべきことを認めた。乃ち一九二五年五月の金本位法によりて、英蘭銀行券及び政府紙幣の正貨兌換の義務を免じ、正貨の自由鑄造を廢止し、唯だ英蘭銀行は法貨を以てする要求に對し、一トロイ・オンスに付三磅一七志一〇片半の割合を以て金塊を賣却すべきこととした。即ち之れ金貨を流通せしめざる金本位制度にして、その昔リカアドオの試みたる、經濟的にして且つ安定なる通貨に對する提案 Proposal for an economical and secure currency, 1816. の趣旨をば、百年後の今日に於て如實に行はんとするに外ならぬ。

種々なる論難を閲みしつゝも、とにかく世界諸國の貨幣制度は次第に金本位に移らむとする。今現に完全なる金本位に歸らざる迄も金準備を基礎として通貨の安定を圖らんとする。之を基礎づくるものは金屬主義の理論である。予が茲に貨幣本質理論に對する批判として、嘗て試みたりし斷篇をとりて金屬主義の論據を見、政策としての強みを窺はんとするは徒事に屬すまい。行論の便宜のために本論文をば次の如き數節に分つ。

#### 一、金屬主義より觀たる貨幣の性質

#### 二、貨幣の職能

#### 三、貨幣の價值測定作用

#### 四、金屬主義の理論と政策

凡そ貨幣に關する諸理論は、其の行はるゝ當時に於ける貨幣現象に左右せられ、概ね之に基礎を求めて論議せらるゝを見る。貨物貨幣説 *Waren Geldtheorie* は即ち、學說發展の順序よりすれば、最も早く現はれたるものにして、當時に於ける貨幣が、専ら貨物自らによりて成り立つ貨幣たるの事實に影響せられたるや論を俟たぬ。之を貫くところの根本信條は、貨幣構成の素材にその本質を觀んとすることにして、構成素材が概ね又永く金屬たりし關係より、貨物貨幣説は事實に於て金屬主義學說と相一致する。斯の見解を取る人々は、貨幣はそれ自ら消

費財として直接の効用を有するものたらずむば價値を有すること能はず、それ自ら價値を有するにあらずむば、價値の測度たること能はずとするの見地より、貨幣とは素材としての經濟價値を有する謂ゆる金屬的貨物貨幣のみを云ふとする。

金屬主義を端的に展開したる代表的なる者としては、クニースを擧ぐることを至當とし、また普通とするであらう。彼は經濟社會に於て一般的價値測定手段、交換手段、及び支拂手段の職能を盡す經濟財之れを貨幣とす<sup>2</sup>。(K. Knies, *Das Geld*, 1885, S. 22—3.) ラフリンも亦同様の立場より、價値の共通的表現手段にして、又交換手段たるものを貨幣と云ふに對し、單に交換手段たるものを貨幣代用手段と稱した。(J. L. Laughlin, *Principles of Money*, 1911, pp. 1—3.) フイリツボヰイツチの如きすら、貨幣の概念は交換手段、價値測度、法制的支拂手段の三職能を包含し、之等三職能の合致するところ、茲に經濟的意義に於ける貨幣は存在すとせずと共に又「日常の用語に於ても學問上に於ても、支拂共同體内に於ける流通手段が生れ、國家の強制規範なくして交換及び支拂手段の職能を盡すとき、貨幣と呼ぶべき習慣の生じたることは注意せねばならぬ。銀行兌換券の如きは之にして、之等の習慣は排せらるべきにあらざれども、貨幣の概念確定のためには、上に見たるが如く嚴密に境界線を劃することを必要とす」となし、以て金屬貨幣と兌換券との間に差別を觀んとする。(Philippovich, *Allgemeine Volkswirtschaftslehre*, 1919, S. 276.) 凡そ斯の種の見解は、舊く一般に奉ぜられたる所なるのみならず、又現在に於ても尙ほ若干の支持者を失はざるものである。

金屬主義の學說に於ては、貨幣を價值に充ちたる貨物、特に貴金屬に限定し、銀行券、補助貨幣等は貨幣代用手段 *Geldsurrogat* たるに過ぎず、價值尺度としての職能を盡し得るは、自らも價值に充ちたる貨幣のみにして、然らざるものは貨幣職能の部分的負擔者として交換手段、支拂手段としての職能を盡すのみとなす。若し謂ふ所の貨幣代用手段が、本位貨幣と兌換せらるゝことを以て普通の觀念となし、又通常の状態とする場合に於ては、之を以て理由とすべきに似たれども、然らざる場合に於ては、理由となすに足らぬ。又不換紙幣に於ては、後日兌換せらるべきことを期待するが故なりとするものあれども、兌換の恢復何れの日に存するや豫測すべからざるものがある。最近孰れの邦國に於ても、金貨幣の流通極めて稀に、或は全くその跡を絶ち、兌換紙幣の兌換を停止し、或は巨額の不換紙幣をさへ發行せる状態に於て、種々なる貨幣の形式が故障なく通用流通せられつゝある事實を、我等をして反省せしめよ。正常なる秩序の下に於ては、我等は其の包含する素材の價值に何程の考慮を拂ひつゝありや、又素材價值に充ちたる貨幣と兌換せらるゝことに、如何なる考慮を向けつゝありや。凡そ斯の種の説明を以てしては、謂ゆる貨幣代用手段と稱せられたるものゝ流通の理由は説明せられず、到底今日の貨幣現象を理解せしむる所以ではない。皮肉にも國家的學說の言ふ所とは全く反對に、概ね各國の貨幣法は價值單位（價格單位）をば、技術的に金屬の一定量を以て規定してをる。名目的なることは却りて經濟的見地より見たる場合にして、法制の上に於ては、金屬的に規定せることを看過するを得ない。

銀行券の貨幣的性質に就ては意見の一致せざるものがあつた。即ち銀行券が兌換され得る限り、貨幣に對する

請求權に外ならずと觀る立場より、假令事實上貨幣としての職能を盡すとも、貨幣にあらずとする説がある。ワグナーに従へば銀行券は本來小切手にして、利札、白地裏書ある一覽拂手形も時に貨幣としての職能を行ふ。之等の信用流通手段と銀行券との區別は明確ならざるものにして、銀行券も手形、小切手も交換手段たるの職能に於て貨幣を代表し得れども、價格測度としての職能に於ては貨幣に引戻さざるべからずと云ふ。(A. Wagner, *Die zirkulante ische Theorie des Geldes u. Geldwesens*, 1909, S. 135 ff.) ヘルフェリツヒに従へば之等個々の現象形式に就き、決定の標準となるものは本來の職分にして、この見地よりするとき、紙幣、銀行券は貨幣なれども、小切手、手形、利札等の請求證券、指圖證券は貨幣ならずとする。蓋し之等は時に貨幣職能を負擔することあるも之を以て通常の職分とするものにあらずと觀られるからである。固より政府紙幣及び銀行券は時として、流通手段を供給すと云はんよりは、政府その他のために資金調達を以て發行せらるゝことありとするも、その發行の動機如何は貨幣理論の範圍内ではない。經濟社會に對する意義に顧みれば、債券の資金調達手段たるに反して、政府紙幣及び銀行券の有する意義は流通手段としての職能に存するであらう。手形に至りてはその本來の意義は、比較的短期間に満期となるべき請求權を確保するにあり、所有者の經濟的便宜のために、之に讓渡流通性を附與したるに外ならぬ。故にそが發行の日より支拂の日に至る迄、同一處に留りて何等流通を媒介することなくとも、手形本來の使命は達せらるべきである。小切手に至りても、通常の職分は經濟者がその出納を管理する銀行に對してなす支拂委託にして、貨幣の代用たるの點に存する。從來多くの説が手形、小切手と銀行券とを別

つべき標準として、特殊の職分に應じ、固有の成立事情に基きて、特定の金額を表示し、概ね形式を異にし、之を法律上より見れば形式的要件なくして移轉せられ、所有者に償還請求に應ずる義務なきこと等を擧げたれども、そは皮想に囚はれてをる。之等は偏に外部的なる形式に拘泥するの論にして、經濟的本性に顧みるとき、些かの疑點を止めざる問題たるべきである。

惟ふに流通手段は之を別ちて二種とするを得べく、一般的手段及び限定的手段是れである。前者は人、時、處の關係に於て汎く一般に認容せられ、制限なく自由に流通するものにして、後者は限定せられたる範圍内、於てのみ、その作用を盡すものである。従つて限定的手段の流通するがためには、受領する相手方の同意を要し、或はその同意を得難きことあり、その結果或る場合には流通手段となり、他の場合には然らざることがある。貨幣と然らざるものとを別つ標識も、一に茲に求むべく、又この意味に於て最も明確なる境界線を劃しうることを信ずる。

## 二

一般に貨幣の職能として擧げらるゝものを算ふれば、次の數種を以て就中樞要なるものとする。

一、一般的價值測度 Allgemeines Vermaß

二、一般的交換手段 Allgemeines Tauschmittel

金屬主義の理論と政策

三、一般的支拂手段 *Allgemeines Zahlungsmittel*

四、資本移轉媒介手段 *Kapitalübertragungsmittel*

五、價值貯藏及び輸送手段 *Verbewahrungsmittel u. Werttransportmittel*

六、將來支拂の標準 *Standard for deferred payment*

諸説の岐るゝ所は、概ね重點を何れに置くべきかに存する。而して金屬主義の強調するところは、特に價値の測度たることにありと言ふを得る。左右田博士は、ゼヴォンスが「若し可能ならば、貨幣の種々なる職能に必要な特質を最もよく結合すべき素材を發見するに努めなければならぬ、然れど之等の職能を種々なる素材に分割するの可能なることは、注意せねばならぬ」(W. S. JEVONS, Money, 1899, pp. 17—8.)となせるに對して、貨幣職能の不可分なるを論じ、「可分なるものは眞に貨幣の職能を爲さざるものにして、貨幣ならざる或る他のものに依りても等しく果され得る活動に外ならぬ。價値の客觀的表示たること、交換手段たることのみが貨幣の職能をなし、而も之等は唯表現を異にするのみにして、同一職能の異なる二面に外ならぬ。吾人は一面を價値の客觀的表示と名づけ、他面を交換手段といふ、而して兩者は相互に從屬し、第一なくして第二も亦存せず、兩者は互に同時に徂徠する、職能分離の理論は支持すべからず」とせられる。(SODA, Gold u. Wert, S. 29—30.)貨幣なる一統一體の職能を考ふるとき、貨幣を構成するに缺くべからずと思惟せらるゝ要素の一を缺いて、貨幣の職能を悟るべきではない、その意味に於て貨幣の職能が相互に關聯し、不可分なる一體をなすべきは言ふまでもない。然

しながら、その職能の經濟上に顯現する姿態に於て、數個に分ち見得るとき、之を區別して考ふることに於ても亦固より何等の不可はないであらう。斯かる場合、それは貨幣の職能にあらずして貨幣の作用又は活動なりとなすと、職能なり部分的職能なりとなすとは名稱の問題たるべきである。列擧せられたる諸職能の當否に就ては予は別に私見を有する。

以上述べたる諸職能中、何れが本源的なるかに就ては諸説一に歸せずと雖も、之を概觀すれば價值尺度と交換手段との兩者、若くは其の孰れかに重要を置くことを以て普通とする。ヘルフェリツヒは曰く「貨幣發達の跡を辿り見るも、交換手段たることは諸種の職能中最も顯著にして、又重要なものであつた。それは歴史的に第一次的のものにして、交換せらるべき財の範圍の擴大に伴ひ、直接交換の困難に打勝つことの必要より貨幣は起つた」と。(Helfferich, *Das Geld*, 1923, S. 283.) メンガアも亦「貨幣を他の凡ての財より別ち、その一般的概念を決定するものは、交換に一般に使用せらるる媒介手段たるの職能である。單に貨幣の特殊の現象形式、若くは特定の文化階段の貨幣にのみ認め得らるる、その他の總ての特徴は貨幣の發生發達の現象にして、一般的なる本質的概念には屬せず」となす。(O. Menger, *Grundsätze*, S. 262, 313. u. *Art. Geld in Handwörterbuch d. Statswiss.* 3. Aufl., IV. S. 593 ff.) 此の點に就いて同様の見解はミーゼスも亦繼承せる所にして、彼も貨幣の起源に關してメンガアを襲ひ、交換手段として用ひらるる、市場流通性 *Markenlegigkeit* に富む種々なる財の内、次第に流通性乏しきものは排せられ、一般に交換手段として用ひらるる特殊の財の止まりて貨幣となれりとすると共に、

その職能に關しても交換の媒介たることを主要なる任務と見、この職能の上に總ての他の職能を還元せんとした。  
(L. Mises, *Theorie des Geldes u. der Umlaufmittel*, 1924, S. 6, 7—9.)

之に對しては價值測定若くは價值表示たることを以て、本源的なる職能となすものがある。金屬主義的學説は概ねこの點を力説し、特にラフリンの如きはその著例にして、曰く「交換の現實に行はるゝに先ち如何なる割合にて交換さるべきかゞ決定せられねばならぬ。評價の作用は自然交換の時代に於ても起らざるを得ぬ、即ち一切の財の價值を、一般に受容せらるゝ財の名に於て表示せらるゝ必要がある。凡そ歷史上知り得る如何なる古き社會に於ても、價值の標準なる觀念は存したるものと信ぜざるを得ぬ。理論的に言へば、價值の標準としての貨幣の使用は、交換手段としての使用に先行せねばならぬ、何となれば交換はその先決問題として評價を必要とするが故である。貨幣の歴史は明かに、當初先づ價值の標準として選びし財を、交換手段として用ふるに至る傾向あることを示してをる。自然交換時代の特徴は交換手段の缺如せることにあれども、價值の標準に就ては、その初期に於ても尙ほ相當の歴史的根據を見出し得る。而して或る財の價值は、それ自ら何等かの價值をも有せざる價值の共通表示者によりて、表はさるゝとは到底考ふることを得ぬ。價值の共通表示者にして若し自ら價值を有せざれば、それは結局他財の價值を表示するを得ざるべく、從つて又共通表示者ともなり得ざる理なり」と。(J. L. Laughlin, *Principles of Money*, 1911, pp. 6—10.) 彼は價值測定職能より遡つて、貨幣に自らなる價值を要求し、金屬主義學説を採つた。一個の交換現象をとりて觀れば、評價過程が交換過程 先行し得ることは容易に悟り得る

ところなれども、それは現時の貨幣の職能に於て、價值測定たるものが交換手段の職能に先行すべしとの、必然的論理を語るものではない。

私見を以てすれば、貨幣の職能としての交換手段と價值測定との兩者は、先後の序次を立つることを得ない。貨幣が價值測定たりと云ふは、財の價值がその物の價值に引較べて表現せられ、對立關係に置かるゝことを意味するが故に、引換へらるゝことを豫想し、引換へらるゝも可なることを豫想せざる單なる價值の表示でうことは此の場合に何等の意味はない。貨幣が單なる價值表示の手段にあらざることの意味はこゝにある。従つて、それは交換せらるゝ事實と別ち觀念せられざることである。翻つて又交換及び支拂の手段たるに於ては、同時に其を以て價值を測定し表現し得るが爲めにして、然らずんば對價としての意義を有しない。即ち斯く觀來れば、之等兩つの間には倚屬共存の關係を認めなければならぬ。而して之等の職能も、更に又附隨的結果的と見らるゝ多くの職能に至りては論なく、何れも皆その下層に潛む本源の立ちて働く諸相に外ならぬ。貨幣の種々なる職能、及びその先後に就て幾多異論の存することは、予をして之れが共通本源に想到せしめた。即ちそは一般的經濟價值の保持者たることは是れにして、之なくんば上述の如何なる職能 結果せず、貨幣の汎ゆる職能はこの一點より放射する。經濟生活の營まるゝ一範圍内に於て、總ての財は經濟價值を保持するが、その中或る財の價值は流通上次第に一般的となり、即ち人、時、處の關係に於て一般的なる經濟價值をそれ自らの内に保持するに至りて、便宜なる流通手段となり、更にその内容は社會的習慣に基き、特定の形式に托して表現せらるゝこと可能となつた。

貨幣は即ち之れである。従つて價值測度たることを特に抜き出だして貨幣の本質的職能と見、貨幣の本質は之れに關聯せしめてのみ理解せらるべしとする、金屬主義の理論には首肯することを得ぬ。茲に經濟價值の保持者といふは、クニースが貨幣の一職能として擧けたる *Allgemeiner Wertträger* とは全くその内容を異にし、些の相關するものはない。蓋しクニースにありては、時間的、場所的關係に於ける價值の移動を見たるものにして、即ち價值貯藏に關する貨幣の作用と價值輸送に關する貨幣の作用とを指すに外ならぬ。予の謂ゆる價值貯藏手段、及び價值輸送手段と稱するもの之に當るが故である。

### 三

惟ふに經濟價值の測度たることを貨幣概念の中心に置き、之を交換手段その他の職能の上位に立て、價值測度たるがためには其れ自ら素材價值を有せざるべからずとする見解は、實は貨幣の價值測度としての作用を觀察する根本的態度に由來する。乃ち予は茲に貨幣の經濟價值測定作用、貨幣と財との對立比較關係が果して何ものを意味するやに就て、二三の學者の所説を批判することを至當の順序とする。

クニースは曰く「量的に決定せらるべき對象を測定する、即ち量的關係を確立するが爲めに、それ自らも測定せらるゝものを或る特定の分量に於て所有する如き對象を、測定手段として使用することは自然法的必要に屬す

る。測定せらるべき對象に於ける未知量は、この場合同種の測定手段による既知量を適用することによりて知られる。物の長さはそれ自ら長さを有するものに於てのみ測定するを得べきである。平面的廣延は唯平面的廣延によりてのみ測定することを得べきである。故に財の有する經濟價值は自ら經濟財にして經濟價值を有する對象によりてのみ測定せらるべきである」と。(K. Knies, Das Geld, 1885, S. 147.) 固よりクニースも經濟價值の測定手段と、その他の例へば長さの測定手段との間には差異の存することを認め、且つこの差異の看過すべからざることを見た。即ち貨幣にありては、具體的なる金屬の一片がそれ自ら測定手段たるにはあらずして、測定するものはその内に含まれたる價值であり、即ち重量の一定したる貨幣個片の内に含まれたる價值の分量であるとした。更に兩者の異なる點は、後者にありては測定手段と測定對象との間に屬性の一樣なるもの存すれども、前者にありては然らず、たゞ效用性と費用性とに因りて兩者を繋ぐ共通點が求められると觀た。(S. 150—1.) 即ち貨幣の價值測度としての特殊なる地位は意識したりとするも、之に使用財としての價值を要求したる意味に於て、我等の左祖し能はざるものがある。貨幣が經濟價值の測度と觀らるゝ限り、自らまた經濟價值を有せざるべからずとするも、その價值が素材價值ならざるべからずとの理由は何れにも存しなす。

此の點に就て更にジムメルの説くところを窺はう。彼はクニースの如く貨幣の價值測度としての職能を前提するものなれども、議論の經過は著しく異なる所に歸着してをる。即ち曰く「我等は二個の異なる對象の量をば、其等が同様の質なる場合に於てのみ比較しうることは一般に正當のことである。二つの量の直接の比較によりて、初

めて測定が可能なる場合に於ては、事實上質の一樣なることを前提とする。然しながらこの直接の比較の外に第二種の測定が可能である。二つの量の變化、差異、關係の測定せらるべきとき、對象間に本質の上の一樣の存することを必要としない。測定せらるべき對象の割合が、測定せられしものゝ中に投影せられたることを以て足れりとする」と。(G. Simmel, Philosophie des Geldes, 1920, S. 101 ff.)

凡そ測定と稱するときは、所與の量を同種にして一定せる約束的單位と比較し、所與の量の中に單位量の何程包容せられたるかを決定することを意味する。即ち測定せらるべき所與の量と、單位として擇ばれたる量との間に存する數的關係を發見するにある。従つて測定を行はるゝがためには、所與の量の存在することゝ同時に、何等かの意味と何等かの方法に於て、之と比較せらるべき單位として擇らるゝ量の存在することを必要とする。云ふまでもなく、測定の單位は約束的にして、その選擇は單に實際の便宜上のものたり得べく、敢て絶對的のものたることを要しない。然かも之無くしては測定は可能でない。ジムメルにありては測定に二つの區別を認めた。即ちその一は測定せらるべき對象が測定する對象と、直接に比較せらるべきものにして、この場合に於ては二つの對象間に種類上の同一性の存することを必要とする。而して斯くの如き直接的比較は、本來具象的なる廣がりを有する大きに就てのみ云ひ得るところである。その二は二つの量は存すれども、相互に直接的に比較し測定することを得ず、直接に對立せしむるを得ざるものである。總ての抽象的なるものゝ、大きさの測定は之に屬し、或る中間連鎖を用ひて之を行ふ。例へば時間を測るに空間的なる指針の運動の經過を以てするが如く、風力を測るに

風のなし得る運動の量によりてするが如き之である。

今この理を貨幣の上に持ち來すとき、貨幣は經濟價値の測定手段として直接的比較の方法に於て作用するがために、自ら一般經濟財と同様に財としての價値質を有せざるべからざるか、若くは經濟價値比較の間接的測定手段として役立ち、従つて財として一樣なる價値質を缺如することを得るや否や。貨幣はそれ自ら價値質と價値量とを所有するを要すること論を俟たぬ、蓋し之れ貨幣が經濟社會に於て荷へる職能に顧みて否定すべからざるところである。(この點に就きては商學研究第四卷第一號所載拙稿、貨幣の價値とその否定を参照せらるれば幸ひである。)然ながらその價値の質たるや、比較せらるべき財の價値の質と嚴密に一樣なることを必要としない。同類の價値質を有するものは同種の財のみに限らるべく、否を價値の本質に顧みて極言するならば、殆ど如何なる場合に於ても索め難きところである。即ち貨幣も經濟に役立つものとしての意義を有する上に於て、相互に比較對立せしめらるゝ關係を有すれば足り、貨幣たるべきものゝ素材に使用財としての價値あることを必要とせず、職能を盡す上に價値あるを以て足れりとする。貨幣は經濟價値の測定手段であり、従つて一般經濟財と一樣なる財としての價値を、直接に比較對立せしめ得る關係に於て所有せざるべからずとするの見解は、我等の現前に見る事實と一致せず、到底受け容るゝこと能はざるところに屬する。

貨幣に經濟價値を測定するの作用あることは、一般に唱道せられ來れるところであるが、その意味は經濟財の價値を貨幣の分量にて表現し、具體的に捕捉しうる如く表現するにある。交換に際し或る客體の對價として支拂

はるゝものゝ數額、之を價格と云ふが故に、價值は觀念的内容たるに對して、價格はその具體的なる表示である。前者は客體に認めらるゝ意義にして、後者は之と交換關係に立つ客體の分量を以てせる表示である。現代經濟生活の下に於ては、價格は専ら貨幣なる特定の客體によりて示さるゝが故に、貨幣は總ての經濟價値の一般的表现手段たるの地位に立つ。この意味に於て、貨幣を經濟價値の測度と稱するに對しては、異論のありしことを至當とする。ウォーカーも夙に之を説いた。曰く「測定せらるべき物は測定すべきものと、比較せらるゝ點に關して同一性質のものでなければならぬ。布帛を測るに布帛を必要とすと云ふにはあらず、布帛の重量を測るには重量ある物を以てせねばならぬ、布帛の長さを測るには長さを有する物を以てせねばならぬ、價値を測るに就てもその事物は價値を有せねばならぬ。然しながら恰かも測定せられたる長さの割合は、呎吋に關することなくして言現し得ると同じく、測定せらるべき價値は單純なる數により、相互に相對的に表示せらるゝことを得るであらう。三個の財の價値が一、七及び四の割合なりと云ふとき、何等價値の擬制的測度を必要としない。一單位を取りて見るとき、或る場合にはその四倍だけのものあり、他の場合には七倍だけのものあり、而して又他の場合には一倍だけのものあるのみと云ふ。之れ一般的表示 *Common denominator* の職能にして、一般的測度の職能ではない。必要なことは價値の表示せらるべき一般的表示手段を有することなり」とする。(F. A. Walker, *Money*, 1891, pp. 7—8.) 左右田博士が價値の客觀的表示 *objektiver Ausdruck des Wertes* なることを擧げて「貨幣は價値測度たることを必要とせず、そはたゞ貨幣の原始的職能たるのみ。今日の經濟社會に於て、異なる價値を相

互に確定するがために、財の價值が貨幣の價值と直接に比較せられざるべからざることを必要とせず。唯だ價值の共通的表示者ありて、財の價值間の比較關係を表示し得れば足る。「財の價值を貨幣單位の或る數額にて表示することは、事實上貨幣の職能にして、之を通常價值測度と稱する」(Fohn, Geld u. Wert, S. 7. 11.)とせらるゝところは、以上とその軌を一にするであらう。

斯くの如き見解は、貨幣の價值を否定すべきことゝ必然に相關聯せねばならぬ。蓋し貨幣は財の價值を測るものにあらず、比較せらるゝものは貨幣と財とにあらずして、財の價值相互であり、貨幣はたゞ斯くして比較せられたる結果をば、たゞ單に表示する手段に過ぎずと見らるゝからである。然しながら右の場合に於ても、財の價值相互の比較に於て、總てを貫く共通單位即ち價值の一定量が想定せられねばならぬ。之れなくしては、財が相互に比較せられてその結果を數量的關係に表示せらるゝことも、意味をなさざるが故である。比較の結果表示せられたるものは、決して一、七、四と云ふが如き質を伴はざる數にはあらずして、一圓と云ひ七圓と云ふ。即ち圓は價值の一定量の表現であつて、貨幣は圓の若干量を保持し、經濟價值の保持者である。汎ゆる經濟價值の保持者は之と比較せられて、一定の量的關係に於て交換せらるべき可能性を有つてゐる。

貨幣が價值の測度たることは、財として一樣に直接的比較の方法に於てせらるゝを必要とせざること、論を俟たざれども、貨幣は決して單に比較せられたる經濟價值の關係を表示するのみならず、また自ら經濟價值を保持する。價值の一般的若くは客觀的表示なることは、單なる技術的表示と區別せられざる虞れがある。價值測度な

る言葉の不備なることを認めつゝも、尙ほ予の在來の用語例に従ひ、敢て價值表示の語を擇り能はざることとも之がためである。

#### 四

貨幣が經濟價值の測定たることの意義は、上述する所によりて明かにするを得たであらう。最近半世紀、諸國に於ける兌換券の兌換停止、不換紙幣の發行、流通等の事實は金屬主義の貨幣説を支持する者をして、事實の前に三省せしめた。歐洲諸國の學者が就中好むでその例證に引き來るものは、蓋し墺太利の實例であらう。一八七八年墺太利政府は銀の自由鑄造を停止し、その結果市場に於て價值の下落しつゝ、ありしグルデン紙幣 Gulden はその後價值を維持するに至れる事實がある。この場合若し墺太利が金本位制に移りたりとせば、紙幣價值安定の根據を茲に求め得たりしなるべきも、墺太利は紙幣本位制度に止まり、そのグルデンは獨逸に於ても約一・五六馬クの價值を維持したるに、市場に残留せる銀グルデンの價值は一馬克以下に下落した。即ち紙幣は銀貨幣よりも騰貴したのである。その後十四年を経て時代の進運に伴れ、金を基礎とするクロイーネ本位制度を採用したれども、正貨支拂のことは依然として行はれず、墺太利中央銀行紙幣は法律的支拂能力を有する不換紙幣であつた。固より市場には金貨幣も存在したりと雖も、請求權を有する者は金貨支拂を要求することを得ず、事實上市場に於ては却つて金貨幣を避け、それがため金貨幣の大部分は中央銀行の金庫に歸還するを常とした、即ち墺太利の市

場は貨幣の素材價值には毫も重きを置かなかつたのである。一八七八—九二年に於ける奧太利本位制度の説明は、貨幣理論上に著聞するところ、文献も亦極めて豊富である。特に戦後の幣制改革問題に關聯して、範をこの例に求めんとする意味に於ても、識者の注目を惹くところとなつた。クナツプの國家的學說の誕生がこの事實に刺戟せられたるものなることは、茲に繰返へすまでもない、唯國家的學說がこの事實より生れ出づる當然の歸結なるかに就ては、予は別に異見を有する。

之に劣らざる實例は我國に見ることを得る。即ち現行貨幣法と兌換銀行券條例とは、制度の上には、金貨幣の流通、自由なる金貨との兌換を規定すれども、戦争前より既に事實の上に於ては金貨幣の流通を見ず、兌換に對しては拘束がある。而かも尙ほ些の不安の世に溢るゝなく、謂ゆる金貨幣なき金本位國として著明の一例をなした。

否更に歐洲戦争中歐洲中立國の或ものに於ては、輸出貿易は増進したれども之に對する輸入少く、爲めに巨額の正貨流入し、従つて必要以上に通貨を膨脹せしめ、經濟組織の安定を脅かすに至りたれば、却つて正貨の流入を防止せざるべからざるに至つた。その結果、例へば瑞典中央銀行の如きは正貨受入の際一定の割引をなすことゝなしたるが爲め、銀行券に對して打歩を生ずるに至つた。排金政策 Gold-exclusion policy として知らるゝものにして、貨幣史上に特筆せらるべき一事例たると共に、金屬主義學說に對して反省を促す好箇の資料たらねばならぬ。

瑞典中央銀行が斯かる非常の手段を執りたるは、一に中央銀行自らの經濟的利害に顧みたるに外ならなかつた。即ちその金準備は戰爭以來次第に増加したれば、中央銀行は政府に請ひ、既に充分なる金準備を有し、爲替相場の現狀に於ては金の賣却により損失を蒙るべきことを理由として、銀行法を停止し、金の買入を中止すべきことを申請した。その結果一九一六年二月には金の買入を、更に四月には金の自由鑄造を停止するに至つた。是に由りて觀れば、銀行は單なる自らの利害のために當時の問題を處置せんとしたるが如く、今にして之を判すれば決して賢明なる方策ではなかつた。寧ろ自由に金を流入せしめ、平和復歸の後、金の價格騰貴を待ちて、國際經濟上に有利なる地位を獲得するを可としたであらう。その得失は何れに存すべしとするも、一定量の金に立脚すべき金本位制度が、金の夥多なる事實に基き、重要な一面に於て金との交渉を停止し、金を離れて考ふることを得せしめたるものにして、金を離れて自由なる紙幣の流通あることを、事實の上に證明したものである。

(G. Cassel, *Money and Foreign Exchange after 1914*, 1922, pp. 79—100.)

金屬學說の缺陷を認めて職能の裡に本質を見んとしつゝ、尙ほ金屬主義を脱するを得ざりし學說は、有力なる學者に支持せられて暫く貨幣理論の上に重要な地位を占めた。數多き例證を涉獵するを避けて、予は之をロツシアー、及びワグナーに就て觀るであらう。ロツシアーは曰く「種々なる交換行爲の媒介、交換價値の測定、並に時處を通じての價値保持者として用ゐられ、一般に愛好せらるゝ貨物之を貨幣と名づく」と。(W. Roscher, *Grundlagen der Nationalökonomie*, 1918, S. 338—9.) ワグナーに至りては更に詳かに之を説いてをる、曰く「經濟

的概念としての貨幣は、一流通領域に於て、交換手段、及び價值測度の二つの經濟職能を自らの内に結合せる客體である。經濟的貨幣概念は次の如く確定せられるであらう、即ち、貨幣は一流通領域に於て慣習により交換手段及び價值測度として生れたる客體(交換財)にして、流通者により各流通行爲(特に交換)に於て、他人(若くは少くとも大多數の他人)も亦齊しく規則的に受領すとの信認の上に、他の具象的なる財に對し正當にして完全なる交換對價(交換等價物)として認容せられ、又使用せられ受授せらるるものである」と。彼は貨幣の經濟的概念と共に更に法制的概念の併立を説くものにして、更に兩者を合せて「完全なる經濟的及び法制的意義に於ける貨幣は、慣習的に一流通領域に於て、一般に交換手段及び價值測度として、又法制的支拂及び債務辨濟手段として受領者及び所有者に於ける如く等しく他人によりて使用せられ、從つて支拂上完全なる對價として受領せらるべきとの信認に基き、流通者中使用せらるゝ客體(交換財)である」とした。(A. Wagner, Sozialökonomische Theorie des Geldes u. Geldwesens, 1909, S. 119—121.) 貨幣の本質をば尙は貨物若くは交換財に結ぶところに、貨物貨幣説を脱却し得ざるものあれども、然かも斯の如きは又一面に於て、職能貨幣説への推移を示すものと觀るべきである。

今日の貨幣現象を注視する者の、理論政策の總ての方面に於て、金屬主義の貨幣説に終始し得ることは困難である。金屬主義學說近時の有力なる代表者たるかの如く認められたるものは、カアル・デイルであつて、戰時及び戦後の貨幣問題に關聯して、名目主義乃至は抽象主義の上に立つ、クナツプ、ペンディクセン、リーフマン等

の所説に論難を試み、之に由つて理論的金屬主義者たるの名を與へらるゝに至つた。(Vgl. Bendixen, Geld u. Kapital, 1, 10, S. 69 ff.) 然しながらそは貨幣政策の關する限りであつて、貨幣本質論に於ては單純に然りとすることを得ない。デイールも、國家は常に任意の事物を貨幣記號として流通せしめ、且つ之等に完全なる貨幣的性質を附與するの權能と可能性とを有することを否定せず、この意味に於て自ら名目主義者たることを拒否しない。貨幣を、國家により法定支拂手段として宣告せられたる總てのものなりとする定義をも避けない。唯だ然ながらデイールにありては、素材價值と相關せざる貨幣の發行は、經濟社會に禍ひせざるを得ぬことを認め、私有資本主義的經濟秩序 *Privatkapitalistische Wirtschaftsordnung* の下に於ては、國民經濟的に合理的なる貨幣制度は、素材價值を有する貨幣に基礎を置くべしとなし、之を眞實の貨幣 *reales Geld* と觀た。貨幣としての汎ゆる職能を完全に盡すものとせらるゝは、即ち之にして、爾餘の法定支拂手段として國家により宣告せられたるものは、何れも窮極に於て眞實の貨幣に立脚するものと觀、銀行券、小切手、帳簿振替等は一種の信用手段にして、眞の貨幣を前提し、その基礎の上に働くと云ふ。即ち斯くして、國家的秩序により貨幣たるの性質を有する廣義に於ける貨幣と、國民經濟的に合目的なる貨幣との間に區別を設くべしとした。(K. Dieltj, *Über Fragen des Geldwesens*, und der *Valuta*, 1921, S. 133—7, 112—4.)

此の點に於て特にデイールの内に金屬主義的論調を見れども、そが尋常の貨物貨幣説と同一視すべきものにあらざることも亦認めねばならぬ。正常なる經濟秩序の下にある一社會に於て、貨幣と見らるべきものは何なりや

と問ふこと、對内外の事情に顧みて、貨幣の造出を規制すべき標準を求むる立場とは、自ら別ちて考ふることを得る。デイル自らが、クナツプの貨幣理論とベンデイクセンの貨幣觀とは混同すべからず、前者は貨幣理論家にして後者は本位政策家であり、前者は純理論的に金屬貨幣と紙幣とを同視したるに對して、後者は實際政策的に兩者を同視せんとした、茲に截別すべき相違があるとしたことは、此の意味に外ならぬ。(p. 122)

素材より解放せられたる貨幣の濫造の弊に陥り易く、貨幣流通量の膨脹より來る惡弊の恐るべきことは、幾多の經驗の繰返へして我等に教へたところであつた。況んや現時、國と國との間には貨幣流通上の斷層がある、一國の貨幣は國境を越えて貨幣たらず、之を結ぶ橋梁は現時の状態に於て金に外ならぬ。即ち金なる財の基礎に立ちて、各貨幣は相互に比較流通せられる。名目主義的理論を以て律しうるは、正常の状態に於ける國內的流通現象にして、國際的貨幣流通の現象としては、金屬主義の理論に依らねばならぬ。事情既に斯くの如きが故に、若し一國が自給自足の孤島であるならば、貨幣制度に就て如何なる試驗的施設を試むることも自由であり、又困難の伴ふものなく興味多きことであらう。然ながら今日何れの邦國も世界の市場を離れ、之と經濟的流通をなすことなくして生くることを得ぬ。従つて金が世界を通じて債務の支拂に用ひられ、通貨を保障する基礎と定められ、假令完全ならずとも既に世界的なる流通手段として認められてをる以上、何れの國も之を無視して恣なる貨幣制度を立つることを得ぬ。況んや或る國が他國と經濟的に密接なる關係を有ち、特に從屬的なる地位にある場合に於て然りとする。一八一六年を轉機として英國が卒先して金本位制度に移りて以來、世界の諸國がその備に

倣ひし所以、又は歐洲戰爭このかた、英米二國の金本位を捨てざりし限り、何れの國も之を無視して本位制度を立つることを得ざりし所以は、即ち茲に存する。眼のあたりに觀る流通現象より結論しては金屬主義を排しつゝも、造出政策に顧み、特に對外國關係に照しては、金に基礎ををくことの捨て難きを見る。歐洲戰後に於ける幾多の舊しき貨幣制度の論議も、遂に金本位制度を棄つることを得ず、或は金核本位制度 Goldkernwahrung に就くこととの賢明なるを教ゆること、寔に所以ありと言はねばならぬ。(大正一五、九、三〇、稿)

高 垣 寅 次 郎